

また収容能力から申ししますと他市よりもまさっていると考えております。

補助金の問題でございますが、大幅に下回っているということは私は絶対にはないと思っております。

これは単に保育園のみでなく、すべての補助金等は、その自治体の財政的に応じていたすべきものでございまして、当市におきましては当市の財政力に応じまして、すべての補助金の政策を行なっているわけでございます。できるだけのことはしたいと思っておりますわけでございますが、現在保育園につきましては食費が非常に低いということこれは私も感じております。でございますので次の年度からは食費の分は考えなければいけないのではなからうかとただいまのところ予想をしておりますので、担当に十分研究するよう命ずるつもりでございます。

杉の子保育園につきましては、所長の監督権限というものは非常にせばめられておりまして、むしろかしい問題で



ございます。事務所長としてはすべて打っ手は十分打っていると思っております。ただ杉の子保育園は開園したばかりでございます。初めての仕事ですから一生懸命いたしました。一生懸命やっておりますので感謝しております。あいあい立派な保育園に完成すると思っております。今後ともお願いいたしまして、保母さんの点等についても十分やっていたら、ううお願いしたいと思っております。

なお時間延長あるいは保母の待遇等のご質問でございますが、ただいま所長が申しあげましたとおりでございます。すのでよろしくお願いいたします。

○十番(松山清君) いま答弁があったわけですが、今後ともこういう問題について努力されるよう要望を申しあげる次第であります。

また市長は杉の子保育園は立派にやっているということですが、私はその点は理解できないのですが、今後福祉事務

所長等の十分注意することによって保育内容等改善することができると考えますので、その点今後考えてやっていっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終らせていただきます。

○議長 (石川信義君) 十時四十五分まで休憩いたします。

午前十時三十七分 休憩

午前十時四十七分 開議

○議長 (石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に四番田村市郎君

(四番田村市郎君登壇)

○四番 (田村市郎君) 貴重な時間をいただきましたことを感謝申し上げます。

先に通告いたしましたように二つの点についてご質問をいたし、これとともに市内の中小小売業者の強い要望を申し述べさせていただきます。

まず第一点は去る六月の中頃に水産物公害問題で、わが国の魚貝類は水銀ならびにP・C・Bの汚染結果が発表されて以来水産物の食料品としての人体の影響音安全性に対する国民消費者の不安と不信をまき起こしたことは周知のことと存じます。そのためにこれを取扱う全国に関連業者は、わずか一部の魚の汚染があたかもすべての魚貝類が汚染されているかのようになんて、その結果全国的にこれら関連業者が当然のごとく販売不振、深刻な大打撃を受けていることもご承知のとおりであります。政府は事態を重視いたしまして七月二十四日緊急に一般国民に対する水銀ならびにP・C・B汚染基準の正確をはかるとともにこれを取り扱う中小企業者に対する融資等の対策を公表、東京都においても七月二十五日に鮮魚取り扱い販売業者に対し、緊急融資の制度を実施したとのことであり、融資制度の適用とその融資に対する利子補給、税制面から

の特別な措置の方策をとられておると伺っております。当市でもいくたの魚貝類を取り扱う魚屋、すし屋等の関連業者の方々もご同様に販売不振で困っていると聞いておりますが、また考えてみますと何のご商売も同じことで、三か月なり、四か月その売上げ金が一割、三割下がれば年末になれば相当経営的にも経済的にも大なる影響をきたすものと考えられますので、当市としてはこれら業者に対し商業振興、指導育成を担当しておられる課長としても行政上いかように対処されるお考えでおりますか、また、どのような考えで今後進めていくのかお尋ねいたします次第であります。と同時にこれらの業者に対してホット・シビアな行政面のご援助をお願いする次第であります。

第二点は、長年市長の行政指導の方針等で特に市内商業者に対し健全な育成と発展に対しては都下他市以上に当市は、又当市議会等において深い理解と関心を示されていることは、商工業者は誰も感謝していることとあります。

しかしながら当市の発展とともに周知のごとく最近大型店舗の進出により、これは市としても一般市民あるいは消費者としても長年の要望でありましたので大いに歓迎され、又まことにけっこうなことと思いますが、その反面当市において祖伝来により家業として商店を経営しておられる小規模の小売業者に対しても、行政の面からこれら施策の振興をはからなければならぬと思ひます。ご周知のごとく最近の車の増大、当然現今では市民生活の必需品として車は欠くことの出来ないものであります。その反面交通法道路法等の規制も厳しいものと考えますが、あまりにも法の無情さに感ずる取り締りであります。これも現況において当然のことと思ひますが、買物客の車の利用度を考えると、商店としては、これは受け入れが最大の関心事であり、商業振興の課題であります。最近当市の大企業のアパートでは二百数十台収容の駐車場を設備してあります。この中で中小の小売業者は各戸の駐車場も

なく、共同の駐車場を設けようとしても商店ごとに協議されてきておりますが、なかなか空地もなく高価な設備もするので、又膨大な費用が必要となるので昨年十一月に商工会として当議会に陳情が提出され、委員会において審議され、理事者に対して設置等に対して努力されたいとのご採択には商業者一同深く感謝いたしてある次第であります。しかしながら本件は相当多額の費用とともに計画等においても、現今市財政面でも重大な問題と存いたしますが、中小小売業者育成の面から担当課長として本件の対策を今後いかようにお考えか素直にお答え願います。又課長として市長からも指示を受けておられるかどうか、又協議なされておればその内容等をご説明願いたいと思います。又商工会なり商店街の共同組合等のこの指導の面でそのプラン等について相談いたしてあるやいなや、最近これは参考までに申しあげますが、担当課長もご承知と思いますが、国において商店街の整備の目的

で中小小売業者の経営の近代化を促進すること等による中小小売業振興法案が先月衆議院を通過、目下参議院で審議され、今国会会期中に成立の見通しと聞いておりますが、その内容等を拝聞すると高度化事業計画、電算化事業計画等を策定いたす必要な資金の融資、斡旋等があげられており、その十条においては地方公共団体は、国の施策に準じての施策を講ずるよう小規模小売業者に対してつとめるものとする。」とこう示されております。こうした国の施策法案が決定いたしましたならば国としてもなんらかの予算も出るものと考えるのであります。当市としても十分の予算等前向きに指導プラン願いたいと思いますが、この点について担当課長として今後どのようにお考え願いますがお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても誠意ある答弁をご期待いたしまして私の質問いたします。議員各位には毎回のごとくくどくどしくしかもご同様の件でお聞き苦しいと存じますが、

これも昨今の市内の小売業者の切実なる願いでありますので、勘案のほどお願いいたします。ご静聴まことにありがとうございました。

○経済課長(木村 進君) ただいまの田村議員さんのご質問にお答え申しあげます。

要点については、魚貝類の販売業者に対する助成措置に対する問題、それから駐車場の二つの問題だと思っておりますが、まず魚貝類の販売業者に対する助成措置の関係でございますが、原因はただいま指摘いただきましたように六月の中旬から下旬にかけて厚生省から二回にわたって発表した魚貝類の公害汚染にともなう許容基準で、消費者が魚貝類に対して警戒心をもったと、これに対する影響について、指摘をいただきましたけれども、六月下旬から七月にかけて魚貝類を取扱う小売業者あるいはすし屋さん等に影響が出まして、三割から四割の売り上げ減をみていると、現在でもなおそのような影響が残っているということでございます。

福生市議会

業者に対する措置でございますが、先ほども質問にもありましたが、東京都においては緊急融資制度を七月に制度化したのでございますが、概要あるいは現況について簡単に触れますと、融資の対象としては、鮮魚の卸、仲買い、小売業者あるいは水産業者、すし屋さん等が融資対象となっております。業者といたしましては、運転資金で二百万円以内を融資するというところでございます。それから期間については一年据え置き、五年間、利息については年六・二％、最近きた文書によると一年間、利息を都で負担するという内容でございます。これに対する補助でございますが、これは連帯保証人と東京信用保証協会の保証が条件となっております。申し込み期間については七月二十九日から九月二十九日まででございます。取り扱う金融機関については福生で申しあげますと農協を除いた各金融機関が取り扱うことになっております。それから融資の原資でございますが、現在は十六億円が都で原資がござい

ます。なお、今月の補正予算で二十二億円増額しまして、合計三十八億円の原資をもってこの制度にあたる見通しでございます。なお、現在の申し込みの現況でございますが、九月十日現在で約十七億円の申し込みがきておると、そのうち福生に直接関係がございます小売業者あるいはすし屋さんの申し込み状況でございますが、小売業者については都内で十一億八千万円、すし屋さんについては二億七千万円という現況でございます。多摩の市におけるこの融資制度の状況については、申しあげますと、この制度を多摩地区でとっているのは、二府中市と町田市、日野市の三市でございます。この内容といたしましては都とほとんど同じのが多いようでございますが、運転資金については五十万円、期間については三年、それから利率が七・二％から八・四％、利子補給については各市とも五％を行なっているということでございます。それから補助については都とほとんど同じでございます。申し込み期間については八月から十月までの間に各市で期間を決めて

おるようでございます。それから申し込みの状況ですが、これは九月十四日現在の数字でございますが、四件から三十二件くらい申し込みがきておるようでございます。取り扱い金融機関につきましては各市の制度資金の取り扱い金融機関が取り扱っているようであります。

次に福生の現況でございますが、福生市につきましては、業者の数が全部で三十九業者でございます。そのうち鮮魚小売業者は十三業者であり、またすしや等鮮魚の一部を扱う業者も含まれて二十六件あります。都の融資制度に対する市の中での広報ですが、都のお知らせあるいは市の商工会連合会の方で一応広報しております。そのほか都の説明会等で行ってあるようでございます。市の方ではたまたま八月下旬になりました。今月広報に間に合わない状況でございます。まして、市としては商工会に文書がきた時点で内容を含めてお願いしている状況であります。都の融資制度に対する市内の申し込みの内容ですが、現在はゼロでございます。こ

れは西多摩経済事務所が窓口になっておるが、現在申し込
みされているのが四十九件でございますして八千七百万円、これ
はほとんど全部小売業者でございます。このような現況
でございます。それから市としてのこれに対する対策に
ついてでございますが、まず二点にしまして考えております。
現在の制度資金の活用でございます。

ご案内のように制度資金については四月から制度資
金の内容を、返済期間を大中に延長いたしました。利用
しやすいように改正いたしました。それから利息について
昨年十二月に八・六％から八％に下げております。

そういう実情で、現在の金融状況から考えますと有利で
あるというか利用しやすい制度となつていふと思ひます。十
分応じられると考えております。

それから第二点でございますが、広報活動を実施したい
と考えております。と申しますのは市民に新しい認識を
うえつけ、市内の業者に入ります魚貝類については、

東京の築地市場をはじめ、都内の地方卸売り市場から
入ってきておりますが、そういう市場については都の衛生研
究所で十分チェックを行なっております。国の基準を
下回る安全な魚貝類が市民の台所に入つておるので、そ
の点十分市民にPRしていきたいと思つております。

それから駐車場の問題でございますが、先ほど質問の
中でも触れておりましたが、十二月定例会に市の商店会
から陳情が出されまして、二月の臨時会で採択されておる
わけでございます。ご案内のように市の商業の状況に
つきましては六月に西友が進出してきております。又十二月
には長崎屋が駅前に行き、ということで大型店進出が
急でございます。これが地元業者にとっては非常にきび
しく、試練の時期に突入したわけでございますが、やはり近代
商業都市として福生の中から一つの過程として一度は経験
しなければならぬ時期と考えます。今後の課題といたしま
しては大型店と既存の商業者とのいわゆる共存共栄を

目標に考えていかなければならないと、その具体的な対策
 といしましてはまず商店の体質改善、それから組織力
 の強化の二点が考えられますが、まず個々の体質改善に
 つきましては改造であるとかあるいは経営の合理化とか
 考えられるわけでございますが、現在行なっているのは直接
 の指導機関でございます商工会の経営指導であるいは、
 先進地の視察、それから講演会等を行っているわけでござ
 います。又市といしましては制度資金を改善いたしまし
 て、これら体質改善のためのいわゆる転業資金、そういうも
 のにもこの制度資金が振り向けられるように改善してお
 ります。それから組織力の問題ですが、各商店街にいろこ
 とであります。今までの商店街、現在でもそうでございま
 すが、事業と申しますかやはり組織力そのものの話し合い
 情報交換、売り出し等が主であるわけでございますが、
 これからはやはり事業を行なう団体に脱皮する必要がある
 と、これから基本的な商店街を改善する中でアーケ

ードの問題とか、あるいはカラー包装の問題等非常に重
 要な問題があるわけでございますが、そういう意味からモ
 やはり法人格をもった協同組合、振興組合とかそういう形
 のものに脱皮する必要があろうと考えております。市のこ
 ういう組織力の強化に対する対策といたしましては、これ
 につきましては四月に商業の協同施設に対する助成、これ
 についてはすでに制度化しております。やはり駐車場の問
 題といしまして同じでございます市の商業者が最も重
 要であるし早急に必要としている問題と考えておるわけで
 ございまして、これにつきましても先進地の資料もそろって
 おりますので、これにつきましては早急に制度化のために、いそぎ
 たいと考えております。この問題につきましては他府県等
 をみますと県で助成制度を設けまして商業振興をは
 かっているという事実もありますので機会があれば東京都
 の中で管内の商業者に対する共同施設の助成についても
 はたらしめかけていきたいと考えております。それから駐車場

について市長から指示されたかということでございますが、議会で採決された時点で制度化についての検討をするよう指示を受けております。それから協議内容につきましては、これはあくまで対象は商店街において、商店街等のいわゆる組織を対象に助成をすることがのぞましいのではなからうかと、そのように考えております。

それから商店会等に対する協議という問題でございますが、この点につきましては市で方向付けができてから協議したいと考えております。又新しい国の法律の問題でございますが、これにつきましてはまだ資料が手元に届いておりませんので内容については法が施行されて資料が届きましたら早急に十分検討いたしますして、その法律を生かしていきたいと思ひます。

以上難ぼくでございますが、答弁といたします。

○四番(田村市郎君) だいま課長よりご答弁いただきましたが、第一点の魚貝類の公害問題でございますが、本件はまだ借

り入れがないということですが、おそらくまだ市自体そういうものを取り扱う業者がわからないと思ひますけれども、答弁の中でも食品研究所の発表等で公害魚でないという、大丈夫だということを市の広報で知らせると同時に、資金の融資等もすみやかに広報等で知らせていただきたいと思ひます。

第二点ですが、駐車場の問題をまず今後どうするかによつても市自体では制度化を必要だとするとうにもならないと、もちろん制度化をして共同的なものを考えるということには当然だと思ひますが、制度化等の問題を事務レベルで至急に上司と相談して、なんとか小さい業者の駐車場がないために売り上げが相当影響しているということを考えて、できるだけ早く制度化をしていただきたい。と同時に商店街でもつねづねっているようにございすけれども、又課長の行政面において小売業者に対して行政面で共同事業体というものをなにか個人の意識の变革をもたせていただき、これがやはり共同体をもたせる個人業者が講じなければ個人個人でできない

んだという意識の变革の行政面からの指導をしていただき
たいと思います。いずれにいたしましても法律が国でもできる
ということになれば、当然第十條でうたっているように、地方
公共団体は国に準じて指導すると、又国と同様にするとい
うことの法律ができるようでありますので、その点十分研究
されまして来年度はなんとか一日も早く一か所でも二か所
でもできるように願いたいと思います。

参考までに申しあげますが、昭和四十五年に当時の町議
会に対して玉川上水にふたを掛けてもらいたいということ
で商業者等が陳情されたようでございますが、こういうことは
当時町としては都に申請をしてみろということであつたよう
でございますが、再度そういう点も上水にふたをかけられる
ならば五千台ぐらい入り、近いうちには歩行者天国等も実
施されると聞いております。非常に他市なみの立派な歩
行者天国もできるといふこともございますので、玉川上水にふ
たをかけるということとを三年間の四十五年二月十九日に新聞

等にも発表されておるようですので、そういう点も前向
きをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 (石川信義君) 次に十八番 中里元一君

(十八番 中里元一君 登壇)

○十八番 (中里元一君) ただいま議長のお許しをいただきましたので
通告にしたがい私の一般質問をさせていただきます。

現在当市には小学校六校約三千五百名の児童、又中学
校二校千五百名、計五千名の児童生徒がおりますの日本をに
なう少年として元気いっぱい勉学にそしてスポーツに励げん
ております。最近のモーターリゼーションの急激な増大に
ともない都内各地において光化学スモッグが年々発生、地域
が拡大されており、深刻な問題となっております。昨年杉並区
で大きな被害を出した光化学スモッグはその後都内各地に
発生し、練馬区南中学校に連日被害が発生いたしました。
本年に入り六月一日には戸塚第二小学校で先生四人、児童
生徒九十名が教室内で症状を訴えたことは周知のとおりで